

入 札 公 告（ 郵 便 入 札 ）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

平成22年12月24日

もっくりん協同組合
代表理事 石川 徹也

1 担当課

〒319-2601 茨城県常陸大宮市高部 3977
もっくりん協同組合（株式会社 林産内）担当 石川
TEL 0295-58-2629
FAX 0295-58-3247

2 入札対象工事

- (1) 工事名 もっくりん協同組合 プレカット施設整備事業 建築工事
- (2) 工事場所 常陸大宮市 宮の郷工業団地内
- (3) 工事概要

もっくりん協同組合のプレカット施設整備における、管理棟、作業棟等の建設工事及び機械関連基礎工事一式

敷地面積 : 7,724.37 m²

総建築面積 : 2,961.43 m²

総延床面積 : 2,545.47 m²

管理棟 : 木造2階建て ≒233.47 m²

A棟 : 鉄骨造平屋 ≒912 m²

B棟 : 木造平屋 ≒800 m²

C棟 : 鉄骨造平屋 ≒600 m²

その他 : 機械関連基礎工事一式

- (4) 工 期 本契約を締結した翌日から～平成23年3月22日

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体又は経常建設共同企業体として受けている者であること。

- (3) 建築一式工事について、平成21・22年度建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けが「S」又は「A」等級であること。
- かつ、平成21・22年度建設工事入札参加資格者名簿に登載された総合点数が、800点以上の者であること。
- (4) 建築一式工事について、平成21・22年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が1億円以上の者であること。
- (5) 過去10年以内に茨城県内で同種又は類似の工事について、元請として施工した実績があること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- ※同種工事とは、施工に係る部分が、木造又は鉄骨造で、延べ面積が2000㎡以上の工場施設建築物の建築一式工事(新築、増築又は改築に限る)とする。ただし、同一敷地内の複数棟の床面積の合計を2000㎡以上の実績とする場合は、一契約で対象とする建物がすべて含まれている場合のみ実績として取扱う。
- ※類似工事とは、施工に係る部分が、木造で、延べ面積が1000㎡以上の建築物の建築一式工事(新築、増築又は改築に限る)とする。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
- (ア) 一級建築士又は一級施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。
- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
 - ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
- (ウ) 過去10年以内に当該工事と同種又は類似工事を、主任(監理)技術者又は現場代理人として施工した経験(元請として施工したものに限る。)を有する者であること。
- (エ) 競争参加資格確認申請のあった日において引き続き3月以上の雇用関係がある者であること。競争参加資格確認申請に当たっては、健康保険被保険者証その他3月以上の雇用関係があることを証する書類の写しを提出すること。
- (7) 公示日現在において、茨城県内において建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく主たる本店があること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(以下「更生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(以下「再生会社」という。)でないこと。(更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)
- (9) 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- (11) 建築一式工事について、特定建設業の許可を受けていること。
- (12) 契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
- (13) その他の資格要件
- 配置予定の監理（主任）技術者を当該工事に配置できないときは、以下の通りとする。
- ① 入札時又は入札参加資格を認めた後に配置できないことが明らかになった場合
 - ・入札参加資格を認めない
 - ・入札無効とする
 - ② 契約後配置できないことが明らかになった場合
 - ・契約解除を行う

4 競争参加資格の確認等

- (1) 対象工事に入札参加するための入札前に入札参加申請手続きを要する。
- (2) 対象工事の入札参加を希望する者は、下記に定める期日までに競争参加資格確認申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（様式第4号、以下「資料」という。）各1部を1の担当課まで郵送又は持参すること。

申請書及び資料の受付期日：平成22年12月27日～平成23年1月5日（水）午後13:30 必着
※年末年始を挟むため、念のため書類の到着について担当課へ電話で確認を必ず行うこと。

- (ア) 申請書、資料の作成説明会
実施しない。
- (イ) 申請書、資料のヒアリング
実施しない。
- (ウ) 競争参加資格の確認は1月5日の受付締切り後より開始し、入札参加資格者については競争参加資格確認通知書を以って通知する。
※入札参加希望者が多数に及んだ場合は競争参加資格確認資料の記載内容をもとに審査を行い、上位10社程度を選出する。

5 設計図書の閲覧等

- (1) 閲覧を希望するときは次により閲覧に供する。
 - ・閲覧期間
平成22年12月27日（月）～平成23年1月12日（水）
（ただし、土曜日、日曜日、及び祝日また、冬季休業中である12月30日～1月4日を除く）
いずれも9時から17時まで（ただし、12時から13時を除く）
平成22年12月27日は13:00より閲覧可能。
 - ・閲覧場所
1の担当課による。
尚、設計図書については申し出に応じ、CD-ROMで設計図書の貸与を行なうが、CD-ROM及び、データの複製等については禁止する。
- (2) 設計図書に対する質問がある場合は簡易な内容確認を除き書面をファックスにより行なうこと。
回答は、書面をもって行い、1の担当課で閲覧に供する。
 - ・質問受付期間
平成22年12月27日～平成23年1月6日（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の除く。）
いずれも9時から17時まで（ただし、12時から13時を除く）
 - ・書面の提出先
1の担当課に同じ。

・回答閲覧期間

平成23年1月7日～平成23年1月12日（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の除く。）

6. 現場説明会

実施しない。

7. 競争入札執行（開札）の日時及び場所

(1) 日時 平成23年1月13日（木）13時30分から

(2) 場所 茨城県常陸大宮市石沢1942-1（株式会社 林産 大宮支店内）もつくりん協同組合
郵便入札のため、入札参加者の立会いは行わない。ただし、立会いを希望する入札参加者は立会
いすることができる。なお、落札となるべき同額の入札をした者が二者以上あるときは、ただち
に「くじ引き」の手続きを行うので、連絡担当者は当日連絡を受けられる体制を整えておくこと。

8. 予定価格

248,600,000円（消費税及び地方消費税は含まない）

9. 入札手続等

(1) 簡易書留による郵便入札とし、持参、電報又はファックスによる入札は認めない。

(7) 受領期限 平成23年1月12日（水）午後5時30分までに必着
期限を過ぎて到達した入札書は、受領しない。

(イ) 提出先 〒319-2135 茨城県常陸大宮市石沢 1942-1
（株式会社 林産 大宮支店内）もつくりん協同組合
TEL 0295-52-2181

(ウ) 提出書類

- ・入札書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第1号）
- ・工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）
- ・配置する主任（監理）技術者の健康保険被保険証その他3ヶ月以上の雇用関係があることを
証する書類の写し
- ・連絡担当者の名刺1枚
- ・最新の経営事項審査結果通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の27第
1項に基づく通知）の写し既に経営事項審査を受審した者であって、最新の経営事項審査結
果通知書が送達されていない場合は、経営事項審査完了票の写し
- ・申請書及び資料
- ・予定価格の8.5%未満で提出しようとする者は、低入札価格調査制度実施運営要領第6条
第1項に掲げる①から⑯の各調査表

(エ) 郵送方法

封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

- ・中封筒は、入札書を入れて、封かんのうへ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、入
札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。
- ・表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書、主任（監理）技術者重複申請調書、
連絡担当者の名刺1枚及び最新の経営事項審査結果通知書の写しを入れ、表に入札書送付
先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商
号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きする。

- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (5) 入札執行回数は、1回とする。

- (6) 入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し、電話又はファックスにより連絡がある。

10. 入札保証金
免除する。

11 契約保証金
納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

12 低入札価格調査制度の採用の有無 有（茨城県低入札価格調査制度）

13 請負契約書作成
建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年規則第69号）第2号）により、契約書を作成するものとする。

14 支払条件
(1) 前払金：請負契約額の3割以内
(2) 中間払金：請負契約額の3割以内
(3) 完成払金：請負契約額の4割以内

15 入札の無効
(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
(ア) 入札について不正の行為があった場合
(イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合
(ウ) 指定の開札日前日までに到達しない場合
(エ) 入札書を2通以上提出した場合
(オ) 入札書を提出しなかった場合
(カ) 工事費内訳書を提出しなかった場合
(キ) 予定価格の8.5%未満で入札した者で低入札価格調査制度実施運営要領第6条第1項に掲げる①から⑩の各調査表を提出しなかった場合
(2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 開札時点において3に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

16 火災保険付保の要否

否

17 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

18. この工事の入札は分割発注に係る、競争入札であり、落札者は後日に実施されるその後の分割工事の入札に参加することができない。この場合においてすでに提出された入札書は開封せず、無効として取り扱うものとする。

19. その他

(1) 落札者は、落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。病体、死亡、退職等極めて特別な場合の外は技術者の交替は認められない。なお、やむを得ず技術者を変更する場合は、3(5)の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(2) 提出された書類は、返却しない。ただし、公表したり、無断で他の目的に使用することはしない。

(3) 低入札価格調査制度実施運営要領第2条に規定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は、建設工事請負契約書(茨城県建設工事執行規則様式第2号)第10条第4項の規定に関わらず、現場代理人と主任(監理)技術者はこれを兼ねることができないものとする。

さらに、当該業者が入札日から過去2年以内に竣工した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合には、当該工事に配置する主任(監理)技術者とは別に、同等の資格(施工経験を除く。)を、満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

①発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。」

②品質管理,安全管理に関し、指名停止又は発注者,総括監督員等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業。

③自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業。